

災害救助法の概要

○「災害救助法」（昭和22年10月18日法律第118号）

1 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

2 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。
なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

3 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例 人口5,000人未満 住家全壊30世帯以上）に行う。

4 救助の種類、程度、方法及び期間

- (1) 救助の種類
- ① 避難所、応急仮設住宅の設置
 - ② 食品、飲料水の給与
 - ③ 被服、寝具等の給与
 - ④ 医療、助産
 - ⑤ 被災者の救出
 - ⑥ 住宅の応急修理
 - ⑦ 学用品の給与
 - ⑧ 埋葬
 - ⑨ 死体の捜索及び処理
 - ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

5 救助の程度、方法及び期間

内閣総理大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行なう。

6 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

7 経費の支弁及び国庫負担

- (1) 都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁
- (2) 国庫負担：(1)により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担
- | | | |
|-------------------------------|---|--------|
| ア 普通税収入見込額の2/100以下の部分 | — | 50/100 |
| イ 普通税収入見込額の2/100をこえ4/100以下の部分 | — | 80/100 |
| ウ 普通税収入見込額の4/100をこえる部分 | — | 90/100 |

7 災害救助基金について

- (1) 積立義務（災害救助法第22条、23条）
過去3年間ににおける都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額を積み立てる義務が課せられている。
- (2) 運用
災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができます。

災害救助法施行令

(昭和二十二年十月三十日政令第二百二十五号)

最終改正：平成二七年一月三〇日政令第三〇号

(災害の程度)

第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔離した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

- 四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

- 2 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は三世帯をもつて、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

(救助の種類)

第二条 法第四条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 死体の搜索及び処理
- 二 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(救助の程度、方法及び期間)

第三条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

- 2 前項の内閣総理大臣が定める基準によつては救助の適切な実施が困難な場合には、都

道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲)

第四条 法第七条第一項 及び第二項 に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、次のとおりとする。

- 一 医師、歯科医師又は薬剤師
- 二 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学校士、救急救命士又は歯科衛生士
- 三 土木技術者又は建築技術者
- 四 大工、左官又はとび職
- 五 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者
- 六 鉄道事業者及びその従業者
- 七 軌道経営者及びその従業者
- 八 自動車運送事業者及びその従業者
- 九 船舶運送業者及びその従業者
- 十 港湾運送業者及びその従業者

(実費弁償)

第五条 法第七条第五項 の規定による実費弁償に関して必要な事項は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

(都道府県知事が管理することができる施設)

第六条 法第九条第一項 の規定により都道府県知事が管理することができる施設は、次のとおりとする。

- 一 病院、診療所又は助産所
- 二 旅館又は飲食店

(扶助金の種類)

第七条 法第十二条 の扶助金（以下「扶助金」という。）は、療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金の六種類とする。

(支給基礎額)

第八条 前条に規定する扶助金（療養扶助金を除く。）は、支給基礎額を基準として支給する。

- 2 前項に規定する支給基礎額は、次のとおりとする。

- 一 法第七条の規定により救助に関する業務に従事した者（以下「従事者」という。）のうち、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に規定する労働者である者については、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によって疾病の発生が確定した日を基準として、同法第十二条の規定により算定した平均賃金の額
- 二 従事者のうち、労働基準法に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として都道府県知事が定める額。ただし、その者が通常得る収入の額が、その地方で、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、標準収入額を基準として都道府県知事が定める額とする。
- 三 法第八条の規定により救助に関する業務に協力した者（以下「協力者」という。）については、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）第五条に規定する給付基礎額の例により都道府県知事が定める額

（療養扶助金）

第九条 従事者又は協力者が負傷し、又は疾病にかかった場合においては、療養扶助金として、必要な療養に要する費用を支給する。

- 2 前項の療養の範囲は、次に掲げるものであって、療養上相当と認められるものとする。
 - 一 診察
 - 二 薬剤又は治療材料の支給
 - 三 処置、手術その他の治療
 - 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
 - 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
 - 六 移送

（休業扶助金）

第十条 従事者又は協力者が負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合においては、休業扶助金として、その業務に服することができない期間一日につき、支給基礎額の百分の六十に相当する金額を支給する。

- 2 前項の場合において、引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、同項の規定にかかわらず、その受けることができる期間中は休業扶助金を支給しない。ただし、その業務上の収入の額が休業扶助金の額より少ないときは、その差額を支給する。

（障害扶助金）

第十一條 従事者又は協力者の負傷又は疾病が治った場合において、次項に規定する障害

等級に該当する程度の身体障害が存するときは、障害扶助金を支給する。

2 障害等級は、その身体障害の程度に応じて重度のものから順に、第一級から第十四級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する身体障害は、内閣府令で定める。

3 障害扶助金の額は、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、支給基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- 一 第一級 千三百四十
- 二 第二級 千百九十
- 三 第三級 千五十
- 四 第四級 九百二十
- 五 第五級 七百九十
- 六 第六級 六百七十
- 七 第七級 五百六十
- 八 第八級 四百五十
- 九 第九級 三百五十
- 十 第十級 三百七十
- 十一 第十一級 二百
- 十二 第十二級 百四十
- 十三 第十三級 九十
- 十四 第十四級 五十

4 障害等級に該当する程度の身体障害が二以上ある場合の障害等級は、最も重い身体障害に応ずる障害等級による。

5 次に掲げる場合の障害等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者又は協力者に最も有利なものによる。

- 一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる障害等級より一級上位の障害等級
- 二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる障害等級より二級上位の障害等級
- 三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる障害等級より三級上位の障害等級
- 6 前項の規定による障害扶助金の額は、それぞれの身体障害に応ずる障害等級による障害扶助金の額を超えてはならない。
- 7 既に身体障害のある従事者又は協力者が、負傷又は疾病によって、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害扶助金の額から従前の障害に応ずる障害等級による障害扶助金の額を差し引いた額をもって、障害扶助金の額とする。

(遺族扶助金)

第十二条 従事者又は協力者が死亡した場合においては、遺族扶助金として、その者の遺族に対して、支給基礎額の千倍に相当する金額を支給する。

(遺族扶助金の受給者の範囲)

第十三条 前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、従事者又は協力者の死亡当時事实上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 二 子、父母、孫及び祖父母で、従事者又は協力者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していたもの
- 三 前二号に掲げる者のほか、従事者又は協力者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者
- 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しないもの

2 前項に掲げる者の遺族扶助金を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号又は第四号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ、当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 従事者又は協力者が遺言又は都道府県知事に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者うち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族扶助金を受けるものとする。

4 遺族扶助金を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合においては、遺族扶助金は、その人数によって等分して支給するものとする。

(葬祭扶助金)

第十四条 従事者又は協力者が死亡した場合においては、葬祭扶助金として、葬祭を行なう者に対して、支給基礎額の六十倍に相当する金額を支給する。

(打切扶助金)

第十五条 第九条の規定によって療養扶助金の支給を受ける者が、療養扶助金の支給開始後三年を経過しても負傷又は疾病が治らない場合においては、打切扶助金として、支給基礎額の千二百倍に相当する金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切扶助金を支給したときは、その後は扶助金を支給しない。

(他の法令による給付又は補償との調整等)

第十六条 扶助金の支給を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、

扶助金を支給しない。

- 2 扶助金の支給の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、扶助金の支給を受けるべき者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、その賠償の限度において、扶助金を支給しない。

(市町村長による救助の実施に関する事務の実施)

第十七条 都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、市町村長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を市町村長に通知するものとする。この場合においては、当該市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

- 2 都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務(法第七条から第十条までに規定する事務に限る。)の一部を市町村長が行うこととし、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

- 3 法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととした場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。

(事務の区分)

第十八条 第三条、第五条、第八条第二項第二号及び第三号並びに前条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(国庫負担)

第十九条 法第二十一条第一項に規定する政令で定める額は、百万円とする。

(災害救助基金の積立て)

第二十条 都道府県が法第二十三条の規定により積み立てなければならない金額は、当該都道府県の当該年度における災害救助基金の最少額の五分の一に相当する額とする。

- 2 前項の規定により算定した額と当該都道府県が現に積み立てている額の合計額が、当該都道府県の当該年度における災害救助基金の最少額を超える場合には、当該都道府県が積み立てなければならない金額は、同項の規定により算定した額からその超過額を控除した額とする。

附 則 抄

- 1 この政令は、公布の日から、これを施行する。

○2 昭和十年勅令第二十号（震災救助基金の貯蓄額に関する勅令）は、これを廃止する。

附 則（昭和二十二年一二月二七日政令第二九〇号）
この政令は、公布の日から、これを施行する。

附 則（昭和二八年八月一二日政令第一八一號）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三〇年一月一九日政令第四号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年七月一一日政令第二五六号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年七月九日政令第二八九号）
この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、この政令による改正後の第二十三条の規定は、昭和三十七年度分の国庫負担金から適用する。

附 則（昭和三八年四月一三日政令第一二八号）
この政令は、公布の日から施行し、昭和三八年四月一日から適用する。

附 則（平成六年九月二日政令第二八二号） 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成一一年一二月八日政令第三九三号） 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(災害救助法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行前に開始した災害救助法（昭和二十二年法律第百四十四号）第二条に規定する救助に係る救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償に関して必要な事項に関する都道府県知事の定めについては、第三条の規定による改正後の災害救助法施行令第九条の二及び第十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇九号) 抄
(施行期日)

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十九号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一四年一月一七日政令第四号) 抄
(施行期日)

- 第一条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年三月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年八月一一日政令第二六六号)
(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の日前に支給すべき事由の生じた災害救助法施行令第十七条に規定する障害扶助金の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年七月六日政令第二一二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年九月二六日政令第二八五号) 抄
(施行期日)

- 第一条 この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十月一日)から施行する。

(災害救助法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定の施行前に開始した災害救助法第二条に規定する救助に係る救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償に関して必要な事項に関する都道府県知事の定めについて、第二条の規定による改正後の災害救助法施行令(以下この条において「新災害救助法施行令」という。)第三条及び第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 2 第二条の規定の施行前に同条の規定による改正前の災害救助法施行令第九条第二項の規定によりされた同意又は第二条の規定の施行の際現に同項の規定によりされている協議の申出は、それぞれ新災害救助法施行令第三条第二項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

- 3 第二条の規定の施行前に支給すべき事由の生じた障害扶助金の支給については、新災

害救助法施行令第十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年一月三〇日政令第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

別表第一 (第一条関係)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
五,〇〇〇人未満	三〇
五,〇〇〇人以上一五,〇〇〇人未満	四〇
一五,〇〇〇人以上三〇,〇〇〇人未満	五〇
三〇,〇〇〇人以上五〇,〇〇〇人未満	六〇
五〇,〇〇〇人以上一〇〇,〇〇〇人未満	八〇
一〇〇,〇〇〇人以上三〇〇,〇〇〇人未満	一〇〇
三〇〇,〇〇〇人以上	一五〇

別表第二 (第一条関係)

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
一,〇〇,〇〇〇人未満	一,〇〇〇
一,〇〇〇,〇〇〇人以上二,〇〇〇,〇〇〇人未満	一,五〇〇
二,〇〇〇,〇〇〇人以上三,〇〇〇,〇〇〇人未満	二,〇〇〇
三,〇〇〇,〇〇〇人以上	二,五〇〇

別表第三 (第一条関係)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
五,〇〇〇人未満	一五
五,〇〇〇人以上一五,〇〇〇人未満	二〇
一五,〇〇〇人以上三〇,〇〇〇人未満	三五
三〇,〇〇〇人以上五〇,〇〇〇人未満	三〇
五〇,〇〇〇人以上一〇〇,〇〇〇人未満	四〇
一〇〇,〇〇〇人以上三〇〇,〇〇〇人未満	五〇
三〇〇,〇〇〇人以上	七五

別表第四 (第一条関係)

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
一,〇〇〇,〇〇〇人未満	五,〇〇〇
一,〇〇〇,〇〇〇人以上二,〇〇〇,〇〇〇人未満	七,〇〇〇
二,〇〇〇,〇〇〇人以上三,〇〇〇,〇〇〇人未満	九,〇〇〇
三,〇〇〇,〇〇〇人以上	一二,〇〇〇

内閣府告示第一二一十八号 災害救助法施行令(昭和一二一年政令第一二一五号)(第三条第一項及び第五条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準) 平成一十五年十月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

二 福祉避難所(高齢者、障害者等)(以下「高齢者等」という。)であるて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供する避難所において当該地域において当該地城における避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供する避難所をいいう。()を設置した場合は、ハの金額に加算することができる。二 福祉避難所(高齢者、障害者等)(以下「高齢者等」という。)であるて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供する避難所をいいう。

設便所等の設置費として、一人一日当たり三百一十円以内とする。

ホ 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。二 福祉避難所(高齢者、障害者等)(以下「高齢者等」という。)において避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

一 応急仮設住宅

イ 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用することとされる。ただし、これらは適当な公有地を利用することができる。二 戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、付帯に支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯が五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するた

(1) 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用することとされる。ただし、これらは適当な公有地を利用することができる。二 戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、付帯に支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯

(2) これが困難な場合は、民有地を利用することができる。二 戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、付帯に支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯

(3) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するた

一 避難所

イ 災害により現に被害を受け、又は受けようある者に供与するものである。二 避難所及び応急仮設住宅の供与(第一条 法第四条第一項第一号の避難所及び応急仮設住宅の供与)

次の各号に掲げる施設(以下、当該各号に定めるところにより行はれるところによる。) 第四条第一項各号に掲げる救助の種類(以下、「令」という。) 第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法(昭和二十二年法律第二百一八号。以下「法」という。) 第四条第一項各号に掲げる救助の種類(以下、「法」という。) 第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び

第一条 災害救助法施行令(昭和二十二年政令第一二一五号。以下「救助の程度、方法及び期間」)

イ 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用することとされる。ただし、これらは適当な公有地を利用することができる。二 戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、付帯に支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯

(1) これが困難な場合は、民有地を利用することができる。二 戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、付帯に支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯

(2) これが困難な場合は、民有地を利用することができる。二 戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、付帯に支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯

(3) 建設型仮設住宅を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小めの施設を設置するといふこと。

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持により実施すること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用するといふこと。た

イ 災害により現に被害を受け、又は受けようある者に供与するものである。二 避難所

ハ 謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮及び管理のための賃金職員等雇用上費、消耗器材費、建物の使用

第八条 法第十四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行なつてとする。

一 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯に対して行なつものである。と。

二 生業を當むために必要な機械、器具又は資材を購入するため費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものである。と。

三 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とする。

イ 生業費 一件当たり 三万円

ロ 就職支援費 一件当たり 一万五千円

四 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものである。と。

イ 貸与期間 二年以内

ロ 利子 無利子

五 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならない。と。

二世帯に対して行つゞのものである。二生業を當むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものである。二生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものである。

三生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とする。

第八条 法第四十条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 次の範囲内において行つゝこと。
① 分へん前の介助
② 分へん前及び分へん後の処置
③ 助産のため支出で生きる費用は、救護班等による場合は慣行料金の百分之八十以内の額とすること。
ニ 助産を実施で生きる期間は、分娩した日から七日以内とすること。
(被災者の救助)
第六条 法第四条第一項第五号の被災者の救助は、次の各号に定めるところにより行つゝこととする。
一 災害のために生命若しくは身体が危険な状態にある者又は死不明の状態にある者を捜索し、又は救助するものであること。
二 被災者の救助のため支出で生きる費用は、舟艇その他救助のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。
三 被災者の救助を実施で生きる期間は、災害発生の日から三日以内とすること。
(被災した住宅の応急修理)
第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行つゝこととする。
一 災害のために住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすらることが困難である程度に住家が半壊した者に対する行うものであること。
二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行つゝものとし、その修理のために支出で生きる費用は、一世帯当たり五十八万四千円以内とすること。
三 住宅の応急修理は、災害発生の日から一月以内に完了するべくして行つゝこと。

(死体の捜索及び処理) 第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第一号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救助^{ヒューリ}にて、当該各号に定めるところにより行^ハな^ヒととする。

一 死体の捜索
イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、一般の事情により既に死亡していると推定される者に対する行為を行つるものである

イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対する行為である

ハ 死体の搜索のため支出でべきる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として該地域における通常の実費とする。いふこと。

八 死体の捜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならぬこと。

二 死体の処理（埋葬を除く）

二 死体の処理について、死体に関する処理（埋葬を除く。）

イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）

ロ 次の範囲内において行なうこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 檢査

ハ 檢査は、原則として救護班において行なうこと。

二 死体の処理のため支出でかかる費用は、次に掲げること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一體当たり三千四百円以内とすること。

(2) 既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一時たり五千三百円以内とすること。

常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一時たり五千三百円以内とすること。

保存にトライベイスの購入費等の経費が必要であるときは、

第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行つゝこととする。

一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行つゝこと。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもつて、次の範囲内において行つゝこと。

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人一千三百円以内、小人十六万八千九百円以内とすること。

(埋葬)
その他の学用品については十五日以内に完了しなければならない。
四 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

四 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一ヶ月以内、
(3)(2)(1) 中学校生徒一人当たり五千百円
(3)(2)(2) 小学校児童一人当たり四千四百円
口 文房具費及び通学用品費
(2) めの実費
(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、
置法(昭和二十三年法律第二百三十二号)第二条第一項に規定
(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措
イ 教科書代
ニ 学用品の給与のため支出べき費用は、次の額以内とする(イ)。
ハ 通学用品
イ 文房具
エ 教科書

法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するもの給与を考慮して定める。口

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。ハ

旅費

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県の職員に対する旅費の支給に関する衡

例において定める額以内とする。二

令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者その地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とする。三

第三章 災害救助事務

(救助事務費)

第十五条 法第十一条第一項の救助の事務を行ふに必要な費用(以下「救助事務費」という。)は、次の各号に定めるところによる。

一 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行ふに要した

八 旅費

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とする。二
令第四条第五号から第十号までに規定する者
業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とする。一
第三章 災害救助事務

(救助事務費)

第十五条 法第十一条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用(以下「救助事務費」という。)は、次の各号に定めるところによる。

一 救助事務に支出できる範囲は、救助の事務を行つたに要した

二
令第百零四条 第百零五号から第百十号までに規定する者は、業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とする。一
第三章 災害救助事務
(救助事務費)
第十一条 救助事務費 法第十八条第一項の救助の事務を行つて必要な費用(以下「救助事務費」という。)は、次の各号に定めるところによる。
一 救助事務費に支出でできる範囲は、救助の事務を行つて必要とした

第十五条 法第十一条第一項の救助の事務を行つに必要な費用(以下「救助事務費」という。)は、次の各号に定めるところによる。
一 救助事務費に支出でくる範囲は、救助の事務を行つに要した

第十三条 法第四条第一款
（救助のための輸送）
は、救助のための輸送業者
による。
一 圏は、次に掲げる輸送業者
は、救助のための輸送業者
による。

(3) 救護班における該地域の慣行料金
亦 死体の処理は
ならぬ」といふ。
（災害によつて住居又は生活に著しい支障をもつて居る者）
第十二条 法第四条第

- 経費(救助の実施期間内のものに限る。)及び災害救助費の精算
の事務を行らうのに要した経費とし、次に掲げる費用とするに。()
ハロイ 時間外勤務手当
賃金職員等雇上費
ハ需用費(消耗品費、食糧費、燃料費、印刷製本費、光熱水費
及び修繕料をいう。)
ト委託費
へ通信運搬費
- 一一 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第
二十二条に定める国庫負担を行なう年度(以下「国庫負担対象年度」)
について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(第一百
四十三条に定める会計年度所屬区分により当該年度の歳出に区分
される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負
担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合計額に、次
のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定
められた割合を乗じて得た額の合計額以内とするに。)
ロイ 三千円以下との部分の金額については百分の十
ハ 六千円を超えて一千円以下の部分の金額については百分の八
ホ 二億円を超えて三億円以下の部分の金額については百分の七
ニ 一億円を超えて二億円以下の部分の金額については百分の六
ヘ 三億円を超えて五億円以下の部分の金額については百分の五
ト 五億円を超える部分の金額については百分の四
- 一一 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第一条から第十三条
までの規定する救助の実施のために支出した費用を合算した額、法第九条
に規定する実費弁償のため支出した費用に要した費用の額、令第八条第一項に
規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第一項に
- 前 文(抄)(平成三十一年三月三十一日内閣府告示第五百三十一号)
平成三十一年四月一日から適用する。
- 前 文(抄)(平成十九年三月三十一日内閣府告示第五百三十五号)
平成十九年四月一日から適用する。
- 前 文(抄)(平成十八年三月三十一日内閣府告示第一百二十一号)
平成十八年四月一日から適用する。
- 前 文(抄)(平成十七年三月三十一日内閣府告示第四十四号)
平成十七年四月一日から適用する。
- 前 文(抄)(平成十六年三月三十一日内閣府告示第十九号)
平成十六年四月一日から適用する。
- 合算した額、法第九条に規定する委託費用の補償に要した支払いに要
用定めるところにより算定した法第十一条の扶助金の支給基礎額を
した費用の額(救助事務費の額を除く)の合計額をいふ。